

朝日町
公式LINE
はじめました



総人口：11,106人
男：5,539人
女：5,567人
世帯数：4,525世帯
(令和8年6月末現在)



町長 だより



先月20日には東海地方でも梅雨明けが宣言され、いよいよ“真夏”です。気象庁から、今年はいよりの“猛暑”を上回って40℃を超える“酷暑”となる日が発生するとの予想が出されておりましたが、既にお隣の桑名市をはじめ全国各地で“酷暑日”が発生しております。

これほどの“暑さ”となりますと、もはや、台風・大雨・地震・津波のように私たちの生命や暮らしをおびやかす“災害”と同様にとらえていく必要があります。当町においても熱中症の発生が懸念される場合には防災アプリ（Sアラート）を通じて“熱中症警戒アラート”を出させていただきます。テレビやラジオからも放送されますが、町民の皆さまには災害対応と同レベルの“警戒感”を持って暑い夏をお過ごしいただきますようお願い致します。

さて、小学校・中学校は先月18日から夏休みに入っておりますが、27日に当町として初めての試みとなりました“こども町長体験”を開催いたしました。当日は、応募していただいた9名の5年生・6年生の児童から「私が町長になったら」というテーマで意見発表をしていただきました。町としても若い皆さんが行政運営に関心を持ち、さらに自由闊達な意見を述べていただきましたことに心より感謝しております。そして、皆さんの貴重な意見を町政運営に生かしていくことと来年以降の開催についても検討して参りたいと考えております。

また、今月は夏休みということでお子様方の姿をご覧になる機会が増えていると思いますが、一方で交通事故、犯罪被害の発生等、注意が必要な時期でもございます。事前の対応が事故や事件の発生の未然防止につながることから町内で子どもたちの気になる様子や危険な場面を見かけられた際には“声掛け”や必要に応じて“交番・役場への連絡”をお願い致します。

結びに、先ほども申し上げましたが、熱中症予防対策として①こまめな水分・塩分の摂取、②適度な休養、③エアコン等の空調機器の活用を心がけていただき、この夏の“猛暑・酷暑”を乗り切っていただきますようお願い申し上げます。

令和8年8月1日

町長 矢野純男

今月の表紙

町の花 ひまわり

太陽に向かって力強く咲くひまわりは、明るく元気な朝日町のシンボルです。未来を担う子どもたちへの希望や、感謝と思いやりの心を大切にするまちづくりへの願いが込められています。



こころの健康づくりだより

●朝日中学校にて「こころの健康づくり講演会」を開催しました。

6月12日（金）、福井県立大学助教の牛場先生（精神保健福祉士）に講師をお願いし、今年度は朝日中学校2・3年生を対象にストレスをためすぎないための工夫や対処方法を知ってもらうために、「心の健康とストレス」の講演会を開催しました。

【講演会の内容の一部をご紹介します】

- ・適度なストレスとストレスの解消法について
- ・メッセージ（考え）には、マイナスメッセージとプラスメッセージがあり、マイナスメッセージが浮かぶのは、「ユガミン」がいるからです。自分と仲良しのユガミンを知り、プラスの考えを増やして聞きましょう。
- ・こころの健康はとても身近で大事なこと
- ・こころの不調サインが続いたら、「誰かに話す（離す）」などを講演されました。



～生徒の感想を一部をご紹介します～

- ・ストレスがたまっていたら私も3つのR（Rest休けい・Recreationレクリエーション・Relaxationリラクゼーション）で乗り切りたいと思った。
- ・自分が悪いと考えずに、ユガミンと仲良くしているだけだと気楽に考えていきたいと思いました。
- ・心と体はつながっているんだなと思いました。
- ・人それぞれストレスの感じ方や現れ方が違うことが分かりました。

●朝日小学校にて「こころの健康づくり出前教室」を実施しました。

6月25日（木）、子育て健康課の職員2名で、小学校5年生を対象に実施しました。

【朝日町自殺対策行動計画】の基本施策にある、児童生徒のSOSの出し方に関する教育について、小学校と連携し、不安や悩みの対処法、こころの健康と相談先を紹介するため、今年度初めて実施しました。

ビー玉を用いて、ストレスをためすぎないこと、早めに不安や悩みを対処すること、自分に合った対処法が大切であることを伝えました。また、不安や悩みの相談先、子育て健康課についても紹介しました。



～生徒の感想を一部をご紹介します～

- ・コップ（心のコップ）とポンポン（やりたいこと）やビー玉（いろんなストレス）を使って表してくれたので分かりやすかった。
- ・コップにどんどん入れていって、あふれるのがとても分かりやすかった。
- ・不安やなやみがある時は、大人に相談しようと思いました。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

健康料理教室 参加者募集

糖尿病予防料理教室

場 所：保健福祉センター 栄養指導室

日 時：9月10日（木）
10時～13時

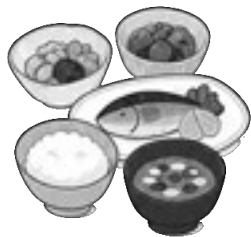
定 員：先着16名程度
（定員になり次第申し
込みを締め切ります）

費 用：材料費 400円

持 ち 物：エプロン・三角巾・お手拭き・筆記用具・参加費

申込期間：8月10日（月）～9月3日（木）
9時～16時30分

申 込 先：保険福祉課 TEL 377-5659



おいしく食べて、
血糖コントロールを
目指しましょう！



こんな方におすすめ！

- 高血糖が気になる方
- 糖尿病予防に取り組みたい方
- 食生活を見直したい方



糖尿病の重症化予防のために歯科健診を受けましょう！

町では四日市歯科医師会のご協力のもと、糖尿病重症化予防及び歯科保健の一環として歯科健診の大切さをお伝えします。

知っていますか？

糖尿病と歯周病の深い関係

- 糖尿病が悪化すると免疫力が低下し、感染症である歯周病が進行しやすくなります。
- 歯周病が悪化すると血糖値を下げるインスリンの働きが悪くなり糖尿病が進行すると言われています。

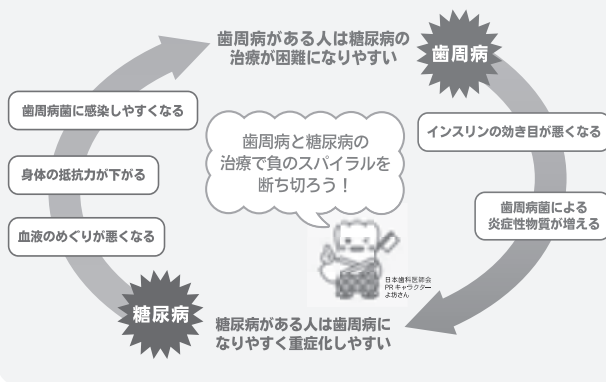


歯周病管理されている糖尿病患者の口腔内



重度歯周病を併発している糖尿病患者の口腔内

糖尿病と歯周病の関連メカニズム



歯周病治療により糖尿病の改善が認められています。自覚症状が少ない糖尿病と歯周病に大切なのは定期的な検診による早期発見・早期治療です。早期に並行して治療することで、相互の進行防止と改善が図れます。

糖尿病や予備群の方は、かかりつけ歯科医院で歯科健診を受けましょう！

参考資料 三重県歯科医師会「-糖尿病の重症化予防のために-歯科検診を受けましょう！」

今年度の歯科健診事業対象者に個別受診券をお送りしております。ぜひご活用ください。

対 象 者	事 業 名	料 金	受 診 期 間	内 容
20歳、30歳、40歳、 50歳、60歳、70歳	さわやか歯科検診（歯周病検診）	無料	8月1日（土）～11月30日（月）	虫歯の検査 歯周病の検査
75歳～80歳	75歳からのさわやかお口の健康チェック （後期高齢者歯科健康診査）		8月1日（土）～11月20日（金）	口腔内健診 口腔機能評価

※対象者は令和8年3月31日現在年齢の方となります

問い合わせ先 保険福祉課 TEL 377-5659

8月4日は「麻しん(はしか) 予防の日」

国立感染症研究所では、8月4日をはしか予防の日と定めて、予防啓発を実施しています。
麻しん・風しんの発生予防やまん延予防のため、対象者の皆さんが積極的に予防接種を受けることが大切です。



対 象 者	第1期	1歳の1年間（1歳の誕生日から2歳の誕生日の前日まで）
	第2期	5歳以上7歳未満で、小学校入学前の1年間
注 意 事 項	・出生届出時に渡している予防接種予診票が必要です。 （紛失や転入などで発行が必要な場合は、母子健康手帳を持って、子育て健康課窓口へお越しください。） ・接種期間を過ぎると全額自己負担になります。	

令和8年度 特例措置 対象者

MＲワクチンの供給について、一部地域においてワクチンの偏在等が生じたため、本来接種を受けるべき令和7年3月31日までに接種を受けられなかった方は、接種対象期間を超えて接種を受けることができます。

対 象 者	第1期	令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの方
	第2期	平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの方
延 長 期 間	令和9年3月31日まで	

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

子宮頸がん予防ワクチンの接種はお済ですか？

注意

高校1年生相当の方へ

- ・子宮頸がん予防ワクチンは**3回の接種**が必要です。
- ・接種を希望される方は**令和8年9月**までに接種を開始しましょう。
- ・**令和9年4月1日以降**の接種は 全額自己負担となります。

対 象 者	・定期接種▶小学校6年生～高校1年生相当の女性
注 意 事 項	・予防接種予診票が必要です。 （紛失や転入などで発行が必要な場合は、母子健康手帳を持って、子育て健康課窓口へお越しください。） ・接種期間を過ぎると全額自己負担になります。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
スケジュール 例1 ※2 (3回とも無料接種)	接種開始から完了まで 約6か月 かかります						1回目	2回目	3回目				
スケジュール 例2 ※2 (3回とも無料接種)							1回目	2回目					3回目
スケジュール 例3 ※2 (1・2回のみ無料接種)							1回目	2回目					3回目 自己負担

10月以降に接種を開始した場合、3回の接種を完了するためには自己負担が生じます

食中毒に気を付けましょう



厚生労働省では、8月の1か月間を食品衛生月間と定めています。

- ・食中毒は、毎日食べている家庭の食事でも発生しています。普段、当たり前に行っていることが、思わぬ食中毒を引き起こすことがあるのです。

家庭での発生では症状が軽かったり、発症する人が1人や2人のことが多いことから風邪や寝冷えなどと思われがちで、食中毒とは気づかれず、重症化することもあります。

【家庭のできる食中毒予防6つのポイント】を実践して食中毒を予防しましょう。



二次元コード厚生労働省
【家庭のできる食中毒予防の6つのポイント】

家庭のできる食中毒予防の6つのポイント

point 1 食品の購入

消費期限などの表示をチェック！

肉・魚はそれぞれ分けて包む

できれば、保冷剤（氷）などと一緒に

密に包まないで、まっすぐ帰ろう

point 2 家庭での保存

買ったらずう冷蔵庫へ！

入れるのは7割程度に

肉・魚は汁がもれないように包んで保存

冷蔵庫は10℃以下に維持

冷凍庫は-18℃以下に維持

停電中に庫内温度に影響を与える扉の開閉は控えましょう

point 3 下準備

冷凍食品の解凍は冷蔵庫で

タオルやふきんは清潔なものに交換

ゴミはこまめに捨てる

ごまめに手を洗う

肉・魚を切った後、井戸水を流して、洗ったものを別の容器に移す

肉・魚は生で食べるものから離す

野菜もよく洗う

包丁などの清潔なふきんは汚れてはダメ

point 4 調理

加熱は十分に（めやすは中心部分の温度が75℃で1分以上）

台所は清潔に

作業前に手を洗う

電子レンジを使うときは均一に加熱されるようにする

調理途中で止めた場合は、食品は冷蔵庫へ

point 5 食事

食事前には手を洗う

盛り付けは清潔な器具、食器を使う

長時間室温に放置しない

point 6 残った食品

時間が経ち過ぎたり、ちょっとでも臭いと思ったら、思い切って捨てる

作業前に手を洗う

洗い終わった食器は十分に加熱する（めやすは75℃以上）

早く冷えるように小分けする

食中毒予防の3原則 食中毒菌を「付けない、増やさない、やっつける」
厚生労働省

令和8年11月採用

朝日町職員を募集します

●令和8年11月1日採用の職員を下記のとおり募集します。

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定人員	受験資格	
		学歴、免許	生年月日
事 務 職	1 名	学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程若しくは高等学校を卒業若しくは、高等学校卒業程度の学力を有する方	昭和62年4月2日以降出生の方

※資格要件

- (1) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方
- (2) 外国籍の方は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方に限ります。

2 試 験

【事務職】

(第1次試験)

日 時 9月6日(日) 10時から

場 所 朝日町公民館 2階 学習室

試験内容 職務基礎力試験(職務能力試験、職務適応性検査)

(第2次試験) 【第1次試験合格者】

日 時 9月29日(火) 8時40分から

場 所 朝日町役場 2階 大会議室

試験内容 小論文試験、面接試験



3 合格発表

試験結果に基づき、電子メールで本人に通知します。

4 受付期間・応募方法

(1) 受付期間

8月24日(月) 17時まで

(2) 応募方法

右記二次元コードか朝日町ホームページに掲載の申込フォームからお申し込みください。

※8月24日(月)17時までの申込み完了分まで有効。応募が完了した場合、受付完了メールが自動送信されますので、受信確認をお願いします。

(@logoform.jpのメールを受信できるように設定してください。)

※受付期間中は24時間いつでも申込みできますが、システムメンテナンス等のため一時的に使用できない場合がありますので、ご注意ください。

※朝日町から試験に関する連絡が必要な場合は、soumu@town.asahi.mie.jpのアドレスからメールでお知らせします。



こちらからも
申込みできます

5 問い合わせ先

総務課 TEL 377-5651

議会を傍聴しませんか

令和8年 第3回定例会の予定



月 日	曜日	開会時間	区分	摘 要
9月1日	火	9:00	本会議	行政報告・一般質問・提案説明・質疑
9月3日	木	9:00	委員会	総務建設常任委員会
9月4日	金	9:00	委員会	民生教育常任委員会
9月10日	木	9:00	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決

本会議は30人、委員会は10人まで傍聴できます。

問い合わせ先 議会事務局 TEL 377-5656

日程等は変更になる場合があります。
詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

防災行政無線を用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、朝日町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

(1) 訓練実施日時

8月26日（水）
11時ごろ



(2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	内 容
防災行政無線	町内19か所に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音 + 「これは、Jアラートのテストです。」×3 + 「こちらは、ぼうさいあさひちょうです。」 + 下りチャイム4音

（※） Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

問い合わせ先 防災環境課 TEL 377-5610

ストーリーテリング

絵本をつかわないで、そっとお話に耳をかたむける会です。

問い合わせ先
あさひライブラリー TEL 377-6111

と き：8月16日（日） 11時～12時
と ころ：朝日町教育文化施設 2階 視聴覚室
内 容：おいしいおかゆ（グリム昔話）他6話
対 象：静かにお話が聞ける方ならどなたでも。
おはなし：ストーリーテリングの会「フォンターナ」
定 員：ありません。気軽に来てください。
申 込：不要

介護付き老人ホーム エクセレントあさひ

★要介護1以上の方からご入居頂けます。
★中・重度の方や認知症の方、ご入居可能です。
★看取りについてもご相談ください。
★ご入居時、退院時送迎致します。

～「ゆ」っくり・「た」のしく・「か」そくのように豊かな生活がテーマです～



医療法人 福島会

すべての人に微笑みを

—医療・介護を通して地域社会に貢献する—

376-2008 ふくじまだより 検索
日々の様子をブログにて公開中

福祉医療費助成 受給資格証更新の手続きと 所得制限の限度額のお知らせ

町では、障がい者、一人親家庭等および子どもを対象に、医療費の助成を行っています。対象者や助成内容については表1、所得制限額については表2をご覧ください。

現在、福祉医療費受給資格証をお持ちの方の有効期限は、**8月31日**までです。引き続き助成を受けるためには更新手続きが必要です。対象となる方には、後日郵送でご案内します。なお、子ども医療費助成については自動更新のため、手続き不要で新しい受給資格証を郵送します。

また、現在福祉医療費受給資格をお持ちでない方で、受給資格の取得を希望される場合は、一括更新の時期にあわせて審査を行うため、**9月30日**までに本人またはご家族の方が申請してください。

●表1

	障がい者	一人親家庭等	子ども
対象者	- 身体障害者（身体障害者手帳1級～4級の方） - 知的障害者（判定機関にて知能指数が50以下と判定された方）又は療育手帳の障害の程度が最重度、重度又は中度の方 - 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級の方※通院に限る）	- 父母のない児童 - 児童を扶養している母子家庭の母親又は父子家庭の父親と、その扶養されている児童 ※児童とは、18歳に達した後の最初の3月31日までの方をいいます。	中学校修了前（15歳に達した後の最初の3月31日まで）の児童
所得制限	あり (表2のとおり)		なし
助成額	保険診療の自己負担額 (ただし、高額療養費等及び各健康保険で定められた附加給付額を控除した額)		
食事療養費	なし		

●表2 所得制限の限度額

障がい者医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	3,661,000円	6,287,000円
1人	4,041,000円	6,536,000円
2人	4,421,000円	6,749,000円
3人	4,801,000円	6,962,000円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき21.3万円ずつ加算

一人親家庭等医療費		
扶養親族等の数	本人所得額	配偶者及び扶養義務者所得額
0人	2,080,000円	2,360,000円
1人	2,460,000円	2,740,000円
2人	2,840,000円	3,120,000円
3人	3,220,000円	3,500,000円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算

※所得制限限度額の加算について

①本人の場合

- (1) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき、障がい者医療費助成及び一人親家庭等医療費助成の場合は10万円を加算する。
- (2) 特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合、障がい者医療費助成は1人につき25万円、一人親家庭等医療費助成の場合は15万円を加算する。

②配偶者又は扶養義務者の場合

- (1) 老人扶養親族1人につき6万円を加算する。ただし、扶養親族が老人扶養親族のみの場合は、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき6万円を加算する。

【事前提出にご協力ください】

窓口混雑緩和のため、次の書類はできるだけ来庁前にご提出ください。

■障がい者医療費更新対象の方

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（写し）
- ・対象者の加入保険情報が確認できるもの（写し）

■一人親家庭等医療費更新対象の方

- ・対象者の加入保険情報が確認できるもの（写し）
- ※加入保険情報が確認できるもの…資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの被保険者資格情報（PDF印刷可）など
- 右記二次元コードまたはURLからLoGoフォームへアクセスし、画像等を送信してください。

（URL）<https://logoform.jp/form/EPwP/1586532>



提出用
二次元コード

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

矯正相談 受付中

※自由診療です

- 大人の矯正 約19万8,000円～50万円程度 開咬
- 子供の矯正 約5万円程度からご提案（床矯正 片額10万円程度）

歯科衛生士（正社員・パート）募集！

週休2.5日/お休み充実！ ★40代、50代の方も活躍中

月給…29万～35万円以上 ★プランクがあっても大丈夫！！

★パート・アルバイト 同時募集中！

時給 1,800円～2,000円

まずはお気軽にお問い合わせください

☎0594-27-5454

昼食付き

院長 原田 聡

お気軽に、お電話ください

0594-27-5454

＜休診日＞
水曜・日曜
祝日

名はらだ歯科クリニック

桑名市新西方7-22イオンタウン桑名新西方内 ●休診 水曜・日曜・祝日

～児童扶養手当制度について～

○児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

1 受給資格者

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父又は児童を養育している人です。

なお、児童が、身体又は精神に中程度以上の障がいがある場合は、手続きにより20歳未満まで手当の支給延長が認められます。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母の婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨ 父母とも不明である児童

※なお、所得制限があります。

2 手当を受ける手続

手当を受けるには、子育て健康課窓口で認定請求書に次の書類を添えて手続きしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ① 請求者と対象児童の戸籍謄本（外国籍の方は事実を明らかにする書類）
 - ② 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
 - ③ その他必要書類
- ※添付省略できる場合があります。
- 請求者名義の預金通帳を持参してください。
- ※上記の他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、奇数月（各月とも11日、11日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年6回、各2か月分を受給者が指定した金融機関口座へ振り込みにより支払われます。

4 手当の額

区分	手当月額（児童1人のとき）	期間
全部支給の方	月額48,050円	令和8年4月～
一部支給の方	月額48,040円～11,340円	

※第2子以降1人につき、11,350円～5,680円の範囲内の加算がされます。一部支給の額は所得額に応じて決定されます。

5 所得制限限度額

扶養親族等の数	本人所得額		配偶者及び扶養義務者所得額
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算	1人につき38万円ずつ加算

※申請をご希望の方はお問い合わせください。

6 手当を受けている方の届け出および請求

次のような届け出（請求）が必要です。忘れずに子育て健康課に届け出てください。

①	現況（全ての受給者）届	毎年8月1日から8月31日（31日が土・日の場合は、その日以前の開庁日）までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届を出さないと、11月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
②	受給資格喪失届	受給資格がなくなったときにします。
③	額改定（増額）請求書	対象児童が増えたときにします。
④	額改定届（減額）	対象児童が減ったときにします。
⑤	受給者死亡届	受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者がします。
⑥	変更届	同一市町又は県内の町間で住所変更、氏名、銀行口座などを変更したときにします。
⑦	転出届	他の市町（県内の町間の転出を除く）や県外へ転出するときにします。
⑧	証書亡失届 証書再発行請求書	手当証書を破損、汚損、紛失したときにします。
⑨	支給停止関係（発生・消滅・変更）届	所得の高い扶養義務者と同居又は別居するなど現在の支給区分が変更となるときにします。
⑩	一部支給停止適用事由届出書	該当者には通知しますので、期日までにします。

※届け出の用紙は、子育て健康課にありますので、お申し出ください。

～特別児童扶養手当制度について～

○特別児童扶養手当制度とは

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について児童の福祉の増進を図るための制度です。

1 受給対象者

手当を受けることができる人は、身体や精神にある程度の障がいのある児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している人です。

※なお、所得制限がありますので、申請をご希望の方はお問い合わせください。

該当する程度の障がいは下記二次元コードからご参照ください



2 手当を受ける手続

手当を受けるには、子育て健康課窓口にて認定請求書に次の書類を添えて手続きをしてください。知事の認定を受けることにより支給されます。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本（外国籍の方は事実を明らかにする書類）
- ②請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
※添付を省略できる場合があります。
- ③特別児童扶養手当認定診断書
※身体障がい者手帳や療育手帳を所持している方は省略できる場合があります。
- ④振込先口座申出書
- ⑤その他必要書類（上記の他に書類が必要な場合がありますのでお問い合わせください。）

3 手当の支払

手当は知事の認定を受けると、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給され、4月、8月、11月（各月とも11日、11日が土・日・祝日の場合は、その日以前の金融機関営業日）の年3回支払月の前月までの分（ただし、11月は支払月の分まで）を受給者が指定した金融機関口座へ振り込みにより支払われます。

4 支 給 額

障がいの等級	1 級	2 級
児童一人につき月額	58,450円	38,930円

（令和8年4月から適用）

5 手当を受けている方の届け出および請求

次のような届け出（請求）が必要です。忘れずに子育て健康課に届け出てください。

① 所 得 状 況 届	毎年8月12日から9月11日までの間に届け出て、支給要件の審査を受けます。この届を出さないと、8月以降の手当が受けられません。なお、2年間届け出をしないと資格がなくなります。
② 受 給 資 格 喪 失 届	受給資格がなくなったときに届け出ます。
③ 額 改 定（増額）請求書	対象児童が増えたとき、障がいの程度が重くなったときに届け出ます。
④ 額 改 定 届（減額）	対象児童が減ったとき、障がいの程度が軽くなったときに届け出ます。
⑤ 受 給 者 死 亡 届	受給者が死亡したときは、戸籍法の届け出義務者が届け出ます。
⑥ 変 更 届	氏名、住所、金融機関の口座などを変更したときに届け出ます。
⑦ 振 込 先 口 座 申 出 書	振込先金融機関の口座を変更するときに届け出ます。
⑧ 再 認 定 請 求 書	認定の期限が定められ、その期限に到達したときに診断書を添えて届け出ます。この請求書を出さないと、その期間は手当が受けられません。

※届け出の用紙は、子育て健康課にありますので、お申し出ください。

問い合わせ先 子育て健康課 TEL 377-5652

人権擁護委員の委嘱(新任)

令和8年7月1日付けで、当町の人権擁護委員に次の方が委嘱(新任)されました。

氏 名	住 所
水谷 智子	朝日町大字埋縄

当町では、今回委嘱された方を含め、3人の委員にご活躍いただいております。

人権擁護委員は、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方を、当町の議会の意見を聴いて、町長が推薦し、法務大臣が委嘱いたします。

この人権擁護委員は、全国の市町村に配置されていて、常に自由人権思想の普及高揚に努めるとともに、国民の基本的な人権が侵犯されることのないよう監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとることがその使命とされています。

(委員の職務)

人権擁護委員は、前記の使命を達成するため、次の職務を行います。

(1) 自由人権思想に関する啓発及び宣伝をすること。

- (2) 民間における人権擁護運動の助長に努めること。
- (3) 人権侵犯事件につき、その救済のため、調査及び情報の収集をし、法務大臣への報告、関係機関への勧告等適切な処置を講ずること。
- (4) 貧困者に対し訴訟援助その他人権擁護のため適切な救済措置を講ずること。
- (5) その他人権の養護に努めること。

また、次のような場合には、人権擁護委員にご相談ください。

- (1) 公務員から不当な圧迫や処置を受けたとき。
- (2) 生活上、営業上の自由や安全が犯されたとき。
- (3) 町内で差別待遇を受けたとき。
- (4) 児童虐待、セクハラ等。
- (5) 生活環境に対する侵害(騒音、悪臭、汚水、ばい煙等)。
- (6) その他憲法の保障している基本的人権を侵害されたとき。

問い合わせ先 広報・町民課 TEL 377-5653

マイナンバーカード 臨時窓口について

次のとおり、休日の臨時窓口を開設します。
マイナンバーカードの受け取りや申請、電子証明書の更新などの手続きができます。

なお、臨時窓口はすべて予約制です。

予約がない場合、窓口は開設しませんのでご注意ください。

予約・問い合わせ先

広報・町民課 TEL 377-5653

【休日臨時窓口】

9月13日(日)

9時～13時

(最終の受付は12時45分)

【夜間臨時窓口】

10月8日(木)

16時45分～19時30分

(最終の受付は19時15分)

※予約や予約の変更は、事前(直近の役場開庁日まで)に連絡をお願いします。(当日の予約は受け付けていません。)

※臨時窓口の日時は変更する場合があります。また、日程は朝日町ホームページにも掲載しています。

※平日は9時～16時15分の間で予約を受け付けています。

※電子証明書の更新には、マイナンバーカードとマイナンバーカード交付時に設定した暗証番号が必要です。



有料広告掲載欄

光インターネット

ゲームも動画配信も
家族全員サクサク快適

1G【最大通信速度 下り1Gbps】



CCNet 光



今使っているスマホの電話番号のまま乗り換え可能

ケーブルルスマホ

月々の料金がお得な



1GB+
音声付プラン

990円 税込

0120-441061 ご相談お待ちしております 9:00～18:00(日・祝除く)



「北勢地域若者サポートステーション」のご案内

「働きたいけど、どうしたらよいのか分からない」「働きたいけど自信が持てず一歩が踏み出せない」など働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方の「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」の就労を全面的にバックアップする支援機関です。

当町では、北勢地域若者サポートステーションの出張相談を役場にて毎月第4水曜日10時～12時に実施しております。

ご利用の際は、北勢地域若者サポートステーションに直接お電話の上ご予約ください。

本人だけでなく、ご家族からの相談もお受けいたします。

なお、今月の相談については右記の通りです。

北勢地域若者サポートステーション 出張相談 in 朝日（費用無料・要予約）

内 容：就労に対するさまざまな相談をお受けします。

対 象：15～49歳で無職の方

（ご家族・関係者・在学中でも可）

日 時：8月26日（水）10時～12時

場 所：朝日町役場 1階 相談室

問い合わせ・予約先：北勢地域若者サポートステーション

TEL 359-7280

ま ち の 話 題

折鶴をヒロシマへ

7月17日（金）朝日小学校において「非核平和都市宣言啓発事業」として折鶴の贈呈式が行われ、平和への祈りを込めて折った折鶴が児童代表の子ども達から矢野町長へ手渡されました。この折鶴は広島平和記念公園内の「原爆の子の像」へ献納されます。

我が国は世界で唯一の被爆国であり、広島や長崎のような惨禍が二度と繰り返されないように原爆の恐ろしさや戦争の悲惨さを理解し、次世代に伝えていく必要があります。



短冊に願いを込めて

「元気に過ごせますように」「皆さんの願いが叶いますように」

7月上旬役場玄関に設置された笹に、子どもたちや地域の皆さんがそれぞれの願いを込めて短冊を書きました。



な ん で も 掲 示 板



不動産の相続登記はお済みですか

令和6年4月1日から相続登記の義務化がスタートしています。

- ・相続したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が必要です。
- ・義務化前の相続登記の義務履行期限（令和9年3月31日まで）が迫っています。
- ・正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくはこちら



四日市自動車整備組合主催のマイカー無料点検

1. 日 時 10月10日（土）9：00～
2. 場 所 スーパーサンシこもの繁盛店
3. 内 容 自動車整備士によるマイカーの無料点検を実施
4. その他 お車でお越しください（参加賞あり）

有料広告掲載欄

【問い合わせ先】

津地方務局四日市支局 TEL 353-4365



各施設等のマーク

♥ 保健福祉センター

🗑️ ごみ出しの日

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
		11	12 🗑️ 再生(新聞等)	13 🗑️ 埋立 ♥ のびのび相談	14 🗑️ 一般	15
16	17 🗑️ 粗大(山王谷・向陽台)	18 🗑️ 一般 ♥ プレママ教室	19 ♥ すくすく相談	20 🗑️ 埋立 ♥ 無料法律相談 ♥ のびのび相談	21 🗑️ 一般 ♥ 育児相談 ♥ すくすく相談	22
23	24 🗑️ 粗大(柿) ♥ のびのび相談	25 🗑️ 一般 ♥ アフターピクス	26 🗑️ 再生(雑誌等) ♥ すくすく相談	27 🗑️ 埋立	28 🗑️ 一般	29
30	31	1 (9月) 🗑️ 一般	2 ♥ すくすく相談	3 🗑️ 埋立 ♥ 3歳6か月健診 ♥ のびのび相談	4 🗑️ 一般	5
6	7 🗑️ 粗大(小向・埋縄)	8 🗑️ 一般 ♥ 離乳食教室(前期)	9 🗑️ 再生(新聞等) ♥ すくすく相談	10 🗑️ 埋立 ♥ のびのび相談		

ごみ出しの日
一般ごみ 火・金 (8/11は除く)
再生ごみ 12・9/9(新聞等) 26(雑誌等)
埋立ごみ 木
粗大ごみ 17(山王谷・向陽台) 24(柿) 9/7(小向・埋縄)

* 8月17日(月)は、山王谷・向陽台地区の粗大ごみ収集日です。他地区の方は出せません。
* 8月24日(月)は、柿地区の粗大ごみ収集日です。他地区の方は出せません。
* 9月7日(月)は、小向・埋縄の粗大ごみ収集日です。他地区の方は出せません。

健康事業内容

名称	日	時間	内容	お問い合わせ
プレママ教室	18	10:00 ~ 11:30	妊婦とその配偶者などの家族を対象とした、妊娠中や分娩に関するお話、座談会などの教室(要予約) 持ち物: 母子健康手帳	子育て健康課 TEL:377-5652
アフターピクス	25	10:00 ~ 11:30	生後2ヶ月~6ヶ月の産婦とその赤ちゃんを対象としたダンスインストラクターによる産後エクササイズ教室(要予約 先着12組) 持ち物: 汗拭きタオル、バスタオル、飲み物	
離乳食教室(前期)	9/8	10:00 ~ 11:30	3~5か月児を対象とした管理栄養士による初期・中期の離乳食の講話と試食ができる教室。(要予約) 持ち物: 試食用スプーン	
育児相談	21	予約制	子どもの身体計測、保健相談、栄養相談(要予約) 持ち物: 母子健康手帳	
すくすく相談	19,21,26,9/2,9	予約制	「ことばが遅い」、「コミュニケーションがとりにくい」、「吃音や発音が気になる」など、言語聴覚士による子どもの言葉の発達に関する相談(要予約)	
のびのび相談	13,20,24,9/3,10	予約制	臨床心理士による子どもの発達検査の実施や「おちつきがない」「関わり方がわからない」などの子どもの発達に関する相談(要予約)	
精神福祉相談	随時		相談支援センターの相談員が相談を受けます。	ソシオ TEL:345-9016 HANA TEL:320-2761
障がい者の就職相談	随時		四日市障がい者就業・生活支援センタープラウの相談員が相談を受けます。	TEL:354-2550
知的障がい福祉相談	随時		相談支援事務所が相談を受けます。	陽だまり TEL:328-5881 ブルーム TEL:329-5657
DV相談・女性の悩みごと相談	随時		北勢福祉事務所の女性相談員がDV・家庭問題などの相談を受けます。	TEL:352-0557
虐待相談	随時		北勢児童相談所の相談員が子どもの発達・虐待・非行等の相談を受けます。	TEL:347-2030
(一社)四日市薬剤師会薬剤師による「お薬相談」	毎月第3土曜日 14時~16時		病院で処方してもらった薬・市販薬・健康食品・機能性食品・サプリメント・漢方薬等について電話・対面相談を受けます。	四日市市本町9-8 本町プラザ5階 TEL:350-3925



無料法律相談
(8/20(木))

※予約制です。

毎回、保健福祉センター2階研修室
13時30分~15時30分まで
社会福祉協議会 TEL 377-2941



リサイクル運動

8月のリサイクル運動は猛暑が予想されるため中止とさせていただきます。

朝日町食生活改善推進協議会 クッキングプラザ

夏野菜 スープカレー

ズッキーニ・なす・ピーマンは三重県内でも栽培されており、夏が旬の野菜です。旬の食材は味もよく栄養価が高いといわれています。



材料(4人分)

鶏むね肉	280g	オリーブ油	小さじ2
たまねぎ	120g	水	200ml
ズッキーニ	120g	粉末カレールウ	60g
なす	160g	飲むヨーグルト	300ml
パプリカ	80g	ごはん	600g
ピーマン	120g		

作り方

- 鶏むね肉は一口大に切る。
- たまねぎは薄くスライスする。
- ズッキーニとなすは厚さ5mmの輪切りにする。
- パプリカとピーマンは2cm角に切る。
- フライパンにオリーブ油を入れ温め、①を炒める。
- ②を①に加えて炒め合わせる。
- 分量の水を入れ、材料に火が通るまで煮る。
- カレールウを少しずつ入れ、だまにならないようによく混ぜる。
- 飲むヨーグルトも少しずつ入れてよく混ぜる。
- ひと煮立ちさせたら火を止める。
- 皿にご飯を盛りつけ、カレーを添える。

1人分の栄養価

エネルギー	たんぱく質	脂質	塩分
499kcal	19.1g	11.5g	1.7g

広報無線がきこえにくいときは…
0120-251165(通話無料フリーアクセス)
※最新の放送のみ聞くことができます。

※朝日町役場に問い合わせの際は、ダイヤル番号をよく確認の上、お間違いのないようおかけください。